



信用保証制度って？

◆公的機関が融資保証人／コロナ禍活力低下防ぐ

Q－信用保証制度ってなあに。

A－全国各地に信用保証協会という公的機関があり、中小企業や小規模事業者が金融機関から事業資金を借りる際の保証人になることによって、融資を受けやすくする仕組みです。信用保証協会は保証料を取り受けて、返済が滞った際には事業者に代わり金融機関に対して返済（代位弁済）を行います。

Q－今はどんな状況かな。

A－全国信用保証協会連合会によると、昨年4月～9月に信用保証を引き受けた額の合計は約23兆円で、前年同期の5・9倍。件数も前年同期の4倍となる127万件に上ります。新型コロナウイルスの感染拡大によって多くの中小企業の売り上げが減少しており、これまでに以上にサポートが必要となっています。



創業の相談などに応じる支援チームのメンバー
＝県信用保証協会

4月から保証料の負担が大幅に軽減された「伴走支援型特別保証制度」が全国の信用保証協会では始まりました。売り上げが15%以上減った中小企業などを対象に、地域の金融機関が一体となって支える（伴走支援する）ことを条件に▽信用保証料を大きく引き下げる▽10年の長い保証期間がある▽返済まで5年以内の据え置き期間を設ける－などが特徴です。

Q－金融機関の役割も重要なんだね。

A－信用保証制度は、事業者と金融機関、信用保証協会の三者が当事者となり、地域の活力が損なわれないようにしています。苦しい事業者を助けるほか、新たなチャレンジを支援することも目的です。

コロナ禍であっても新たに事業を始めようという相談は増えており、県信用保証協会では2020年度の新規創業の相談件数が前年を1割近く上回りました。中小企業や個人事業主は大企業などに比べて金融機関から事業資金を借りる際の信用力が乏しいため、信用保証制度が重要な役割を担っているのです。

（北陸経済研究所の辻野秀信が解説しました。）